（都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正）

**第二条**　都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「第二十五条」を「第二十七条」に改める。

第十四条第一号及び第二十二条第一号中「超えて」の下に「（イにあつては、イに定める割合以上）」を加える。

第二十七条を第二十九条とし、第二十六条を第二十八条とし、第二十五条を第二十七条とし、第二十四条の次に次の二条を加える。

（資金の貸付けの対象となる都市再生整備推進法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする法人）

**第二十五条**　法第一条第六項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　一般社団法人又は一般財団法人である都市再生整備推進法人であること。

二　次のいずれにも該当する法人であること。

イ　地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資していること。

ロ　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第七十四条第三号に規定する事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

（資金の貸付けの対象となる都市開発事業等に要する費用の範囲）

**第二十六条**　法第一条第六項の政令で定める費用の範囲は、都市再生特別措置法第七十四条第三号に規定する事業に要する費用の二分の一とする。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

**第三条**　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「第五十条」の下に「、第五十一条第五項」を加え、同項第五号の三中「第八十六条」の下に「、第八十七条第五項」を加え、同項第三十三号中「第四十六条」の下に「、第四十七条第三項」を加え、同号を同項第三十四号とし、同項第三十二号の次に次の一号を加える。

三十三　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十五条の七、第四十五条の八第五項及び第四十五条の十一第四項（これらの規定を同法第七十二条の二第二項において準用する場合を含む。）

（国土交通省組織令の一部改正）

**第四条**　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第八十六条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）に規定する都市再生歩行者経路協定及び都市再生整備歩行者経路協定に関すること（住宅局の所掌に属するものを除く。）。

第百六条第四号中「（平成十四年法律第二十二号）」を削る。

**附　則**

この政令は、都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年十月一日）から施行する。ただし、第二条の規定は、同法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（同年九月一日）から施行する。

国土交通大臣　金子　一義
内閣総理大臣　麻生　太郎

---

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月十四日

内閣総理大臣　麻生　太郎

**政令第二百九号**

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項及び第十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第三第十五号中「九百七十九万枚」を「千三百四十六万枚」に改める。

別表第四に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 二十四　天皇陛下御在位二十年を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの | 八万円 |
| 二十五　次に掲げる貨幣で、それぞれ一枚を容器に組み入れたもの | 八万二千円 |
| イ　天皇陛下御在位二十年を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの | |
| ロ　天皇陛下御在位二十年を記念するため発行する五百円の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの | |

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　与謝野　馨
内閣総理大臣　麻生　太郎

---

関税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月十四日

内閣総理大臣　麻生　太郎

**政令第二百十号**

関税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第十一号の規定に基づき、この政令を制定する。

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「神奈川横須賀」を「神奈川横須賀新潟姫川」に改める。

**附　則**

この政令は、平成二十一年八月二十日から施行する。

財務大臣　与謝野　馨
内閣総理大臣　麻生　太郎